

様式 2

重要事務事業調整表

(第 1 回配付資料)

第三小委員会

庄内南部地区合併協議会

目 次

部会名	分科会名	管理番号	事務事業名	ページ	備 考
農林水産 (10)	農政 (5)	041-2003	水田農業構造改革対策配分事務	1	
		041-4007	産直施設支援業務	1	
		041-5305	グリーンツーリズム活動支援事業	1	
		041-9001	市町村単独土地改良事業補助金業務	2	
		041-9301	小規模(単独)災害復旧工事補助金業務	2	
	林業 (3)	042-015	住宅等建築資金貸付事業	3	
		042-016	町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金	3	
		042-064	森林組合指導育成事業	3	
	水産 (2)	043-007	水難救済事業	4	
		043-025	内水面漁業振興事業費補助金	4	
建設 (16)	都市計画・都市整備 ・建築 (3)	071-027	都市計画決定	5	
		071-100	市町村営住宅家賃等(家賃算定)		後日配付します
		071-123	克雪住宅建築補助金	5	
	土木 (2)	072-098	除雪計画		後日配付します
		072-126	市町村道認定基準及び認定、廃止事務		後日配付します
	上下水道 (11)	073-109	水道事業の料金表(料金体系)	6	
		073-109	水道事業の料金表(料金)	6	
		073-130	水道加入金の状況(名称、金額)	6	
		073-190	公共下水道受益者負担金決定業務	7	
		073-198	公共下水道使用料の決定事務		後日配付します
		073-213	公共下水道排水設備等改造補助金交付業務	7	
		073-214	公共下水道排水設備等改造利子補給業務	7	
		073-250	集落排水分担金賦課徴収業務	8	
		073-257	集落排水使用料の決定事務		後日配付します
		073-269	集落排水の排水設備等改造補助金交付業務	8	
073-270	集落排水の排水設備等改造利子補給業務	8			

部会名	農林水産	分科会名	農政				
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
041-2003	水田農業構造改革対策配分事務		<ul style="list-style-type: none"> ・転作配分率に地域差がある。 ・独自カウントの取扱いに差異がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・配分率は従来の経過を尊重するため現在の市町村への配分根拠を基礎としながら、新たに設置される第三者機関的組織の意見を踏まえて決定する。 ・カウントについても従来の経過を尊重しながら、新たに設置される第三者機関的組織の意見を踏まえて決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	
041-4007	産直施設支援業務		町村によっては、行政が施設を所有しており、行政で維持管理・運営をしている施設もある。（羽黒町以外）		対応方法を将来的には独自運営することで統一する。行政で所有の施設については賃貸する方向で調整する。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	
041-5305	グリーンツーリズム活動支援事業		櫛引町と三川町のみで実施しており、内容が異なる。		櫛引町の協議会の構成員と事業内容を参考とし、対象を全市に拡大して実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	

部会名	農林水産	分科会名	農政																								
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考																				
041-9001	市町村単独土地改良事業補助金業務		存続を含む、補助率等の差異の調整 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>事業費/件</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴岡市</td> <td>個人 団体</td> <td>300～1,500</td> <td>30% 以内</td> </tr> <tr> <td>羽黒町</td> <td>生産 組合</td> <td>200/10a 以下</td> <td>20% 以内</td> </tr> <tr> <td>櫛引町</td> <td>個人 団体</td> <td>予算の範囲内</td> <td>50% 以内</td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>団体 3人～</td> <td>100以上</td> <td>38% 以内</td> </tr> </tbody> </table> その他の町は制度なし			対象	事業費/件	補助率	鶴岡市	個人 団体	300～1,500	30% 以内	羽黒町	生産 組合	200/10a 以下	20% 以内	櫛引町	個人 団体	予算の範囲内	50% 以内	朝日村	団体 3人～	100以上	38% 以内	経過措置期間を設け、新市において、制度内容について検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	
	対象	事業費/件	補助率																								
鶴岡市	個人 団体	300～1,500	30% 以内																								
羽黒町	生産 組合	200/10a 以下	20% 以内																								
櫛引町	個人 団体	予算の範囲内	50% 以内																								
朝日村	団体 3人～	100以上	38% 以内																								
041-9301	小規模（単独）災害復旧工事補助金業務		存続を含む、制度内容の差異の調整 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴岡市</td> <td>50～400千円/箇所 補助率 3/10 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>櫛引町</td> <td>機械借上、同運搬費 補助率 10/10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>100～400千円/箇所 38%以内(施設は50%)</td> <td>農地は下限 なし、</td> </tr> </tbody> </table> 藤島、羽黒、三川、温海の各町は制度なし			補助基準	備考	鶴岡市	50～400千円/箇所 補助率 3/10 以内		櫛引町	機械借上、同運搬費 補助率 10/10		朝日村	100～400千円/箇所 38%以内(施設は50%)	農地は下限 なし、	経過措置期間を設け、新市において、制度内容について検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り									
	補助基準	備考																									
鶴岡市	50～400千円/箇所 補助率 3/10 以内																										
櫛引町	機械借上、同運搬費 補助率 10/10																										
朝日村	100～400千円/箇所 38%以内(施設は50%)	農地は下限 なし、																									

部会名	農 林 水 産	分科会名	林 業			
管理番号	事 務 事 業 名	課題(調整が必要な項目・内容)		調整内容	調整する時期の振分け	備 考
042-015	住宅等建築資金貸付事業	<p>朝日村のみの制度であるが、貸付対象者を村内在住者及び村内に居住予定の者を対象としていることから、新市における制度運用について検討する必要がある。</p> <p>本貸付事業については、出羽庄内森林組合を経由しての転貸貸付事業である。</p> <p>温海町補助金との統合或いは振替等についても検討が必要である。</p>		<p>平成17年度から温海町の例を基本とした補助金制度へ移行する。</p> <p>但し、未償還資金については従来どおりとする。</p>	<p>1.合併まで</p> <p>2.経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3.当面従来通り</p>	
042-016	町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金	<p>温海町のみの制度であるが、他事業(朝日村貸付事業)との統合等について検討の必要がある。</p> <p>また、当該制度の新市における対象エリアの検討が必要である。</p>		<p>温海町の例を基本に調整し、平成17年度から温海町、朝日村に限定した制度とする。</p> <p>但し、利用木材については、地元産材を対象とする。</p> <p>・温海町の例の内容</p> <p>対象者は施主及び町内の製材業者。但し、町外に建築される場合は町内の製材業者。</p> <p>補助金の額は、町内に建築される場合は補助金の交付対象となる経費の15%以内の額とし30万円を限度。町外に建築される場合は補助金の交付対象となる経費の7.5%以内の額とし15万円を限度。補助対象経費は、庄内あつみ杉の購入費。ただし、一建築物につき100万円を超える材料費に限る。</p>	<p>1.合併まで</p> <p>2.経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3.当面従来通り</p>	
042-064	森林組合指導育成事業	<p>出羽庄内森林組合、温海町森林組合は森林管理に関する業務の補完的役割を果たしており、今後の両組合間の連携と役割分担が重要な課題となる。</p>		<p>組織強化に向けた取組方策と役割分担の明確化を目指す。</p>	<p>1.合併まで</p> <p>2.経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3.当面従来通り</p>	

部会名	農林水産	分科会名	水産			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考
043-007	水難救済事業		<p>鶴岡市と温海町の水難救済会で報酬額、組織体系、定数に違いがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市・・・加茂、由良、豊浦救難所に所長以下救助員まで135名の水難救助員を任命。 ・温海町・・・町救難本部のもと温海、鼠ヶ関救難所に本部長以下救助員まで130名の水難救助員を任命。 <p>（詳細は、別紙説明資料参照）</p>	<p>合併時に2市町の水難救済会を現体制で統合し、報酬額等は新たに定める。</p> <p>市救難本部のもとに5救難所を設置し、本部長以下265名の水難救助員を任命。</p> <p>（詳細は、別紙説明資料参照）</p>	<p>1、合併まで</p> <p>2、経過措置</p> <p>3年</p> <p>5年</p> <p>5年超</p> <p>3、当面従来通り</p>	
043-025	内水面漁業振興事業費補助金		<p>交付先、補助金額に違いがある。</p> <p>赤川漁業協同組合 鶴岡市 200,000円</p> <p>流域5町村 50,000円</p> <p>計 450,000円</p> <p>山戸漁業協同組合、庄内小国川漁業生産組合</p> <p>温海町 各37,500円</p>	<p>1市としての補助金とする。</p> <p>内水面関係漁協全体の調整を図る。</p> <p>温海町では、内水面ふ化放流事業が施策展開されており、その中で、鮎、鮭稚魚のふ化放流に対する補助。助成についても、今後の内水面の中間育成の動向をみながら対応策を検討し、調整を図る。</p>	<p>1、合併まで</p> <p>2、経過措置</p> <p>3年</p> <p>5年</p> <p>5年超</p> <p>3、当面従来通り</p>	

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
071 - 027	都市計画決定	都市計画区域の見直し		<p>モーターゼーションの進展に伴い、道路があればどこにでも開発が起こり得ることから、平坦地全域を都市計画区域とし、秩序ある土地利用を図る必要がある。新市全体を1つの都市計画区域とするとともに区域区分を実施し、総合的な土地利用方針を定める。</p>	<p>1. 合併まで 2. 経過処置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り</p>	
071 - 123	克雪住宅建築補助金	<p>事務処理等……平成8年度より朝日村のみ実施</p> <p>1. 事務処理体制等の検討</p> <p>補助金等……克雪住宅に係る直接工事費(施設費)の1/3以内で50万円を限度として補助</p>		<p>朝日村は、豪雪地帯であることから、当面従来通り地域限定の制度として引き継ぐものとする。</p>	<p>1. 合併まで 2. 経過処置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り</p>	

部会名	建設	分科会名	上下水道					
管理番号	事務事業名	課題(調整が必要な項目・内容)				調整内容	調整する時期の振分け	備考
073-109	水道事業の料金表 (料金体系)	料金体系に相違がある 口径別・用途別:鶴岡市・温海町・月山水道 口径別:羽黒町 用途別:櫛引町・朝日村				料金の統一に合わせ、鶴岡市・温海町・月山水道の例により、口径別料金体系を基本に統一する。	1.合併まで 2.経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3.当面従来通り	
073-109	水道事業の料金表 (料金)	料金に相違がある。(家庭用・口径13ミリの場合) 鶴岡市 羽黒町 櫛引町 朝日村 温海町 月山水道 10 1,459円 2,079円 1,785円 2,100円 1,890円 2,100円 20 3,139円 4,021円 3,675円 4,305円 2,940円 4,410円				現行のまま新市に引継ぎ、新市での水道事業計画を策定のうえ検討を行い、統一料金とする。	1.合併まで 2.経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3.当面従来通り	
073-130	水道加入金の状況 (名称、金額)	名称・金額・算定基準に相違がある。 ・加入金:鶴岡市(60,000円 ~ 4,800,000円) 羽黒町(30,000円 ~ 250,000円) 櫛引町(42,000円 及び 52,500円) 朝日村(60,000円 ~ 1,800,000円) ・分岐負担金: 月山水道(50,000円 ~ 1,000,000円)				現行のまま新市に引き継ぎ、新市に移行後、水道料金の統一に合わせて調整を図る。	1.合併まで 2.経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3.当面従来通り	

部会名	建設	分科会名	上下水道			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
073 190	公共下水道受益者負担金決定業務	負担金額（算定方法・単価）付属機関の有無など制度・条例・規則が異なっているため、7つの制度を統合すべきか検討が必要。 検討の際には、従前のとの公平性、地域間の公平性、集落排水事業との調整が必要となる。 別紙の通り		負担金は一度限りの賦課であることと、徴収終了の町村もあることから、今までの各市町村の経過をふまえ、負担金額の算定方法は従来通りとする。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	
073 213	公共下水道排水設備等改造補助金交付業務	補助金制度がある自治体と、ない自治体との調整（鶴岡市と朝日村が制度有り）及び鶴岡市と朝日村の制度内容の趣旨にも差があることから検討・調整が必要 別紙の通り		合併7市町村を対象とした業務とし、合併まで統一する。 （別紙参照）	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	
073 214	公共下水道排水設備等改造利子補給業務	貸付限度額、貸付期間、利子補給の算定方法等制度の内容、金額の調整 別紙の通り		合併までに統一する。 （別紙参照）	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	

部会名	建設	分科会名	上下水道			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
073 250	集落排水分担金賦課徴収業務	分担金の算出や賦課徴収方法の調整が必要。 別紙の通り		分担金の算出方法は従来通りとし、賦課徴収方法等事務手続きは3年をめぐりに統一する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	
073 269	集落排水の排水設備等改造補助金交付業務	補助金制度がある自治体と、ない自治体との調整（鶴岡市と朝日村が制度有り）及び鶴岡市と朝日村の制度内容の趣旨にも差があることから検討・調整が必要 別紙の通り		073-213 公共下水道と同じ。 合併7市町村を対象とした業務とし、合併まで統一する。 （別紙参照）	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	
073 270	集落排水の排水設備等改造利子補給業務	貸付限度額、貸付期間、利子補給の算定方法等制度の内容、金額の調整 別紙の通り		073-214 公共下水道と同じ。 合併までに統一する。 （別紙参照）	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	